

第1回高田浄水場等運転管理業務事業者選定委員会 概要

1 日 時 平成29年6月21日（水）午後2時～4時

2 会 場 小田原市水道局 第2・第3会議室

3 出席者

委 員：茂庭委員 翠川委員 西澤委員 川辺委員 湯川委員 山中委員

事務局：小澤水道局副局長 笠間営業課長 瀬戸水質管理課長 瀬戸水質管理課副課長
佐草水質管理課浄水管理係長 瀬戸水質管理課浄水管理係長 金子水質管理課
主査

4 配布資料

- ・資料1 高田浄水場等運転管理業務事業者選定委員会委員名簿
- ・資料2 職員名簿
- ・資料3 高田浄水場等運転管理業務事業者選定委員会規則
- ・資料4 小田原市情報公開条例
- ・資料5 小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱
- ・資料6 高田浄水場等運転管理業務事業者選定委員会傍聴要領
- ・資料7 高田浄水場等運転管理業務の概要及び執行方法について
- ・資料8 おだわら水道ビジョン概要版・高田浄水場平面図
- ・資料9 高田浄水場等運転管理業務委託仕様書（※）
- ・追加資料1 高田浄水場等運転管理業務事業者選定スケジュール（※）
- ・追加資料2 小田原市水道局高田浄水場等運転管理業務委託プロポーザル実施要領（※）
- ・追加資料3 小田原市水道局高田浄水場等運転管理業務委託プロポーザル実施説明書
- ・追加資料4 評価点数表（※）

※の資料については非公開

5 傍聴者 3人

6 会議内容

- 委嘱状交付
- 副市長あいさつ
- 委員自己紹介
- 委員長及び副委員長の選出

・事務局が提案し委員の互選により、茂庭委員を委員長に、翠川委員を副委員長とし

た。

●諮問

●事務局紹介

●委員会の公開・非公開について

・条例等に則して原則公開とする旨、委員より了承を得た。傍聴者入室。

7 議 事

(1) 高田浄水場等運転管理業務の概要及び執行方法について

(資料7) 「高田浄水場等運転管理業務の概要及び執行方法について」に基づき事務局より説明。

委員長 前回の委託内容と今回の内容とに差はあるか。

事務局 資料の「1 (1) ウ 高田浄水場保全業務」が新たに追加された。今まで高田浄水場内において別途に個別で委託していた業務や市の職員が直接行っていた業務等を委託範囲の見直しとして追加した。

委員長 執行方法については公募型プロポーザルで行うことよろしいか。

委 員 (異議なし)

(2) 事業者選定に係る手続きについて

①スケジュールについて

(追加資料1) [高田浄水場等運転管理業務事業者選定スケジュール]に基づき事務局より説明。

委 員 (質疑なし)

②選定方法について

(追加資料2) [小田原市水道局高田浄水場等運転管理業務委託プロポーザル実施要領]、
(追加資料3) [小田原市水道局高田浄水場等運転管理業務委託プロポーザル実施説明書]
に基づき事務局より説明。

委員長 プロポーザル参加資格要件で、日本国内における事業実績とあるが、WTO (世界貿易機関) 対象の入札であればこの要件は挙げられないが。

事務局 本市高田浄水場で運転管理を行うに当たり、水質的に近い日本国内の実績を求めた。

委員長 今回の業務内容はWTOの対象にはならないと考えられるので、この要件のまま
で良いとする。

③仕様書について

(資料9) [高田浄水場等運転管理業務委託仕様書] に基づき事務局より説明。

副委員長 業務提案書の作成において、各マニュアルや水安全計画などは閲覧だけで足りる
のか。要求水準等も具体的に設定されているのでそれで十分か。

事務局 閲覧資料は複写可能とした。「実施説明書」の「11(4) 閲覧資料の取り扱い」
で、閲覧資料等で得た情報をプロポーザルの目的以外には使用しないこと、
平成30年1月4日をもって複写した資料等を全て破棄することが条件である。

副委員長 今回の仕様書では、水安全計画に基づく水質の管理基準を設定しているところが
重要である。

事務局 各浄水工程において管理基準はあるが、浄水水質などの特に重要な項目を要求水
準として仕様書に明記した。

- これ以後の審議事項については、小田原市情報公開条例第24条第1項第2号及び小田原
市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条第1項の規定により非公開。傍聴者退室。

——以下非公開——